

阿賀野市選挙管理委員会告示第 75 号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録の移替は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条の規定により、次の期間分をこの選挙後に延期することと定めた。

令和6年10月11日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英

1 登録の移替を延期する期間

令和6年10月3日から令和6年10月27日まで